

## 令和8年度大船渡市働く婦人の家運営委員会 議事録

### 1 開催日時及び場所

- (1) 令和8年5月18日(月) 午後1時25分
- (2) 大船渡市体育センター 2階会議室

### 2 委員の現在数 9名

### 3 出席者

- (1) 委員 8名  
会長 森淑子、小原勝午、飯島キイ子、平野工、佐々木美紀、堀合栄樹、  
佐々木修、大田未枝
- (2) 事務局 6名  
大船渡市商工港湾部商工企業課  
課長 伊勢徳雄、課長補佐 小松智、係長 笹崎大岳、主事補 高畑史佳  
一般財団法人大船渡市スポーツ協会  
事務局長 白崎陽彦、事務局次長 山田奈美

### 4 議事の経過

- ・施設所管課である商工企業課伊勢課長及び指定管理者であり働く婦人の家館長である一般財団法人大船渡市スポーツ協会白崎事務局長からあいさつの後、出席委員の紹介及び委員会の成立を報告。
- ・続いて、今年度委員全員が新たに委嘱されたことから、委員会規則第2条第1項に基づき、会長及び副会長を互選により選出。  
会長に森淑子委員、副会長に佐々木美紀委員を選出。
- ・会長、副会長選出の後、委員会規則第2条第2項の規定により森会長が議長として会を進行。
- ・一般財団法人大船渡市スポーツ協会山田事務局次長から報告事項及び協議事項について説明。
  - (1) 報告 令和7年度事業報告について  
質疑なし。
  - (2) 協議 令和8年度運営方針及び事業計画(案)について  
質疑なし。全会一致で原案のとおり承認。

### 5 その他

令和9年度以降の施設の運営について、商工企業課小松課長補佐から説明。

#### 【説明要旨】

- ・社会情勢の変化や法的根拠の喪失を踏まえ、「働く婦人の家」としての運営を令和8年度末（令和9年3月31日）までとし、令和9年4月1日からは、年齢や性別を問わず利用可能な「生涯学習施設」へ移行する方針であり、現在、条例改正について事務手続を進めている。
- ・主な変更点として、これまで無料だった市内在住・在勤の女性を含む全利用者に、使用料を負担していただくこととなる。
- ・本日交付した委嘱状の任期は令和10年3月31日までであるが、根拠条例が令和8年度末で廃止となる場合は、任期も令和9年3月31日で終了となる。
- ・今後の流れについては、条例改正案を議会へ提出予定。「働く婦人の家」の廃止に伴い、運営委員会についても廃止となる見込み。また、条例改正が議会で可決された後は、その結果について委員へ郵送により報告させていただきたくしたい。  
→委員からの異議はなく了承。

#### 【質疑応答】

- ・施設の名称と用途が変更になるということによろしいか。  
→「働く婦人の家」の名称を廃止し、誰でも利用できる生涯学習施設へと移行する。施設自体は存続するが、全員が平等に使用料を負担していただくこととなる。
- ・使用料は、可能な限り、市民体育館と同程度の使いやすい料金設定としていただきたい。  
→使用料については、現行の使用料を基本としたい。なお、受益者負担や維持管理費、周辺施設との整合性などを考慮する必要があることから、市民体育館と同水準とすることは難しい面もあるが、利用しやすい料金設定となるよう検討したい。
- ・午後2時05分閉会。

以上